

萩市ふるさと寄付返礼品提供事業者募集要項

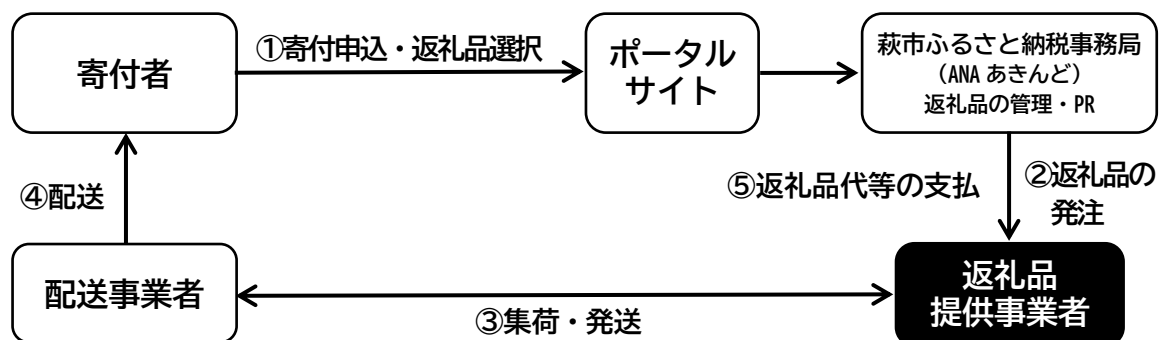
1. 目的

萩市（以下「市」という。）では、市外在住の寄付者に対し、感謝の気持ちとして商品やサービス（以下「商品等」という。）を贈呈することにより、市内農林水産業や観光業等を支援するとともに、特色あるまちづくりの推進、市の魅力発信のため、返礼品の提供にご協力いただける市内事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2. 萩市ふるさと寄付の概要

- （１）萩市ふるさと寄付は、寄付者が寄付金額に応じてふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から希望する商品やサービスを返礼品として選択できる仕組みとなっています。
- （２）ご提供いただく商品等が返礼品として決定された場合は、市が利用契約しているポータルサイトを通じて広くPRします。
- （３）返礼品の取扱業務を効率的・効果的に運営するため、市は返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者（以下「萩市ふるさと納税事務局」という。）に委託します。

萩市ふるさと寄付のイメージ



<ポータルサイト>

「萩市ふるさと寄付特設サイト」「ふるさとチョイス」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」「セゾンのふるさと納税」「ANAのふるさと納税」「JALふるさと納税」「au PAYふるさと納税」「JRE MALLふるさと納税」「ふるラボ」「KABU&ふるさと納税」「まいふる」「amazon ふるさと納税」「Vふるさと納税」

<萩市ふるさと納税事務局（委託事業者）>

ANAあきんど株式会社（東京都中央区日本橋 2-14-1 フロントプレイス日本橋）
電話：03-6701-7294（平日 9：30～17：30 土日祝及び 12/29～1/3 を除く）
Mail：hagi-jigyosha@furusato-info.jp

3. 応募要件

返礼品提供事業者及び返礼品は、次の要件を全て満たしている必要があります。

ただし、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

<返礼品提供事業者>

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場、農園等がある法人又は個人事業者であること。ただし、市内で主要な部分が提供されるイベント、体験型サービスを商品等として提供する場合は、市外の事業者も可能とする。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守していること。
- (4) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」における暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 寄付者からの返礼品に関する問合せ・苦情対応等を迅速かつ適切に行えること。
- (6) インターネットに接続できる環境があり、委託事業者とメール等のやり取りが可能であること。

<返礼品>

- (1) 総務省が定める「地場産品基準」を満たすものであること。
- (2) 市内で生産、製造、加工又は市内産の原材料を使用している商品や、市内で提供可能なサービスであること。
- (3) 市の魅力を発信し、PRにつながるもの、又は地域の活性化に資するものであること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (5) 発注後、速やかに発送ができること。（原則、1週間以内。）ただし、在庫の関係等で市に対して事前に相談があった場合は、この限りではない。）
- (6) 食品等を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、市が必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対し調査（実地調査を含む。）を要請し、返礼品提供事業者は当該調査に応じること。
- (7) 返礼品提供事業者は、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存しなければならない。
- (8) 返礼品提供事業者が、食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、市は取引中止等の対応をとるものとする。また、このことにより発生した違約金、損害賠償に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とする。
- (9) 食品等について、寄付者に商品到着後、原則、5日以上の賞味（消費）期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食料品については、この限りでないが、寄付者に鮮度を保ったまま適切に届くものであること。
- (10) 体験型サービスを提供する場合は、安全性の配慮に努めるとともに、寄付者に対し、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、発行後1年程度の有効期限を設けることができること。
- (11) 返礼品に関する情報（PR文や画像データなど）は市に帰属し、提供にあたっては積

極的に協力いただけること。なお、画像データ等については、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合は、必ず利用の許諾を得ていること。

(12) 食事券や宿泊券等の返礼品について、転売や換金の防止対策が講じられていること。

4. 返礼品の提供価格及び寄付額

- (1) 返礼品の価格は、消費税及び地方消費税、お礼状の同封作業代、梱包代、手数料等を含むものとします。
- (2) 市への返礼品提供価格は、店頭等で販売する一般販売価格を上回らないこととします。ただし、返礼品の提供により一般販売価格には含まれない費用（梱包代等）が発生する場合はこの限りではないとします。
- (3) 市は、返礼品の提供価格に加え、送料の実費を負担します。ただし、配送事業者は、市内の配送事業者を利用するものとします。市が負担する送料とは、返礼品発送に係る基本配送料（概ね 200 サイズ 30kg まで）をいいます。
- (4) 寄付額は 10,000 円以上とし、総務省の基準に基づく返礼割合により、寄付額に対して返礼品の提供価格が 3 割以下に収まるよう市が決定するものとします。

5. 応募方法

提供したい商品の「地場産品基準」を確認のうえ、必要な応募書類を提出してください。なお、応募は随時受付としていますが、市での審査後に総務省へ申請を行うため、ポータルサイトへの掲載まで相当期間を要する場合があります。

< 応募書類 >

- ・ 様式 1 誓約書
- ・ 様式 2 事業者登録シート
- ・ 様式 3 返礼品登録申請書（フォームでの申請も可）
- ・ 付加価値の割合調査票（類型 3 号に該当する事業者のみ）
- ・ 商品画像データ（商品の魅力が伝わるように複数枚）

商品画像データの例

種類	写真のイメージ・目的
全体（引き）	商品全体やパッケージ、セット内容がすべて収まっているもの
アップ（寄り）	素材の質感などが際立つ拡大写真（切り口、肉や魚のサシ等）
使用・盛付	お皿に盛り付けた状態、調理中、実際に着用・使用している様子
人物入り	生産者の方や職人の方が、商品を持っている姿や、作業風景

< 提出先 >

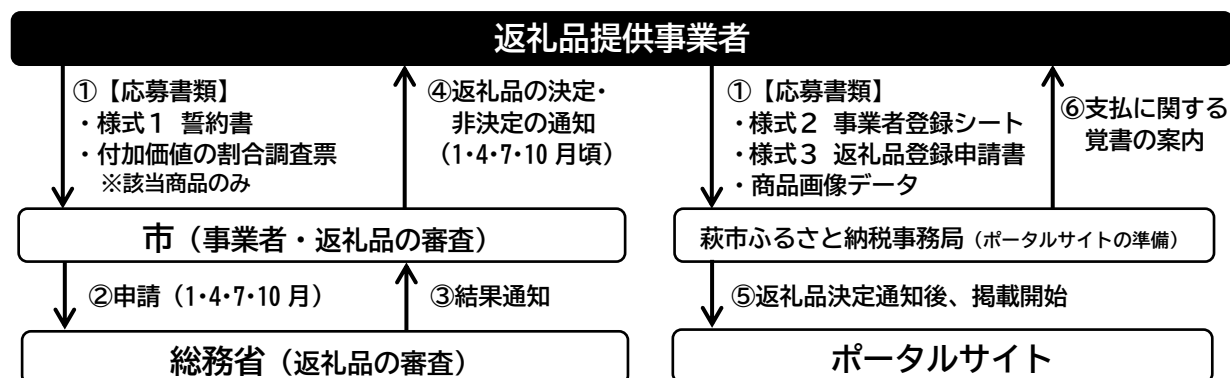
- ・ 応募書類 様式 1 誓約書、付加価値の割合調査票
- ・ 提出先 萩市商工観光部 産業政策課
(持参又は郵送) 〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 萩市産業政策課
(メール) hagi-furusatokifu@city.hagi.lg.jp
- ・ 応募書類 様式 2 事業者登録シート、様式 3 返礼品登録申請書、商品画像データ
- ・ 提出先 萩市ふるさと納税事務局（ANAあきんど）
(メール) hagi-jigyosha@furusato-info.jp

6. 返礼品提供事業者及び返礼品の審査

市が定める応募要件に基づき申請内容を総合的に判断するとともに、総務省が定める「地場産品基準」への適合性を審査します。

なお、市における審査後は、直近の総務省への申請期間（1月、4月、7月、10月）において申請を行い、3カ月程度の審査を経て、その結果を当該応募事業者へに通知します。

応募からポータルサイトへの掲載まで



7. 事業者情報及び返礼品の内容変更等

- （1）返礼品提供事業者は、登録した事業者情報又は返礼品の内容に変更が生じた場合は、速やかに萩市ふるさと納税事務局へ報告してください。
- （2）返礼品提供事業者は、返礼品の提供を取り消す場合は、速やかに萩市ふるさと納税事務局に報告するとともに、返礼品取消届出書（様式5）を市に提出してください。
なお、変更又は取消にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。
- （3）返礼品の提供を取り消した返礼品並びに取り消しにより返礼品提供がない事業者が、再度、返礼品の提供を行う場合は、新規の返礼品提供事業者として応募書類を提出することとします。

8. 返礼品提供事業者及び返礼品に関する見直し

- （1）返礼品提供事業者及び返礼品については、毎年見直しを行います。
- （2）当該見直しは、年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、登録内容の変更について検討します。
- （3）1事業者あたりの出品数は、年間の注文数等を目安とし、受注が見込めない商品は取り消しをお願いします。また、類似商品（色違い、サイズ違い等）は、必要最低限の出品数とするとともに、商品ごとの違いを説明文や写真等で分かりやすく明示するなどの工夫をお願いします。

9. 返礼品提供事業者のメリット

- （1）全国的なポータルサイトに返礼品の商品名、画像、事業者名等が掲載され、商品及び事業者のPRができます。
- （2）返礼品発送時に自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。
ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

10. その他の留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、萩市ふるさと納税事務局と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する協議を行っていただきます。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄付者から苦情等があった場合は、真摯かつ速やかに対応し解決に努め、苦情内容、対応について市へ報告するものとします。その際、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
- (3) 市は、返礼品提供事業者が本要項の要件を満たさなくなったと認める場合、又は提出書類に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、返礼品の提供を停止又は取り消す場合があります。
- (4) 市において返礼品提供事業者の応募要件を定期的に確認するため、継続して返礼品の提供を行う事業者は、新しい年度ごとに誓約書（様式1）を提出いただきます。